特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の概要

経済産業大臣が認定する商業施設整備事業の認定スキーム

※中活計画に基づく事業であって特に経産大臣の認定を得たもの

- 中心市街地活性化基本計画に基づき、
 - ①意欲的な目標を掲げ(年間来訪者数が、中心市街地の居住人口の4倍以上等)
 - ②中心市街地の経済活力を向上させる波及効果があり
 - ③地元からの強いコミットメントがある

民間商業施設整備プロジェクトに対して、経済産業大臣が認定し、税制優遇・低利融資等の支援を実施。



特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経産大臣認定要件

- ① 意欲的な数値指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること(以下のいずれか)。
 - 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
 - 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
 - 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。
- ② 中心市街地及び周辺地域の経済活力を向上させる波及効果があること。
 - 来訪者、就業者又は売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか説明されていること。
- ③ 地元住民等の強いコミットメントがあること(以下のいずれか)。
 - 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について負担が行われていること。
 - 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
 - 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代での土地の貸付けが行われていること。
 - 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄附を受けていること。
- ④ 当該市町村に都市再生特別措置法に係る立地適正化計画(※)がある場合は、これに適合していること。
 - (※) 立地適正化計画:居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能の誘導により、コンパクトシティ化を推進する計画。

中心市街地活性化のための税制措置(登録免許税)

- ・ 中心市街地は商業機能や公共的・文化的施設が集積した地域の経済及びコミュニティにとって重要な存在であり、人口減少社会が進展する中、その活性化を通じて、地域の活力や賑わいを維持・発展させていく必要がある。
- そこで、商業施設等の整備により、民間投資を喚起し、中心市街地を活性化するため、中心市街地活性化法に基づく土地・建物の取得又は建築をした際の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の軽減措置について、適用期限の2年間の延長を行った。

現行制度

【適用期限:令和5年度末まで】

「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づき、土地・建物の取得又は建物の建築を行った場合の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の税率を1/2とする。ただし、令和5年4月1日以後に認定を受ける特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき取得する不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率は1,000分の13(本則1,000分の20)とする。

- ・所有権の保存登記 1,000分の 2 (本則 1,000分の 4)
- ・所有権の移転登記 1,000分の10 (本則 1,000分の20)令和5年4月1日以後 1,000分の13 (本則 1,000分の20)

中心市街地活性化法認定スキーム (第186回通常国会で改正し、民間投資を喚起する施策を強化)

中心市街地活性化基本計画

※市町村作成 → 総理大臣認定



特定民間中心市街地経済活力向上事業計画

※民間事業者作成 → 経産大臣認定



集客力が高く、中心市街地全体への波及効果が見込まれる民間商業施設等を整備する際に、登録免許税の特例措置による税制優遇支援を行う。